

大飯原発3・4号機運転差止め 福井地裁判決を学ぶ

「原発なくそう！九州玄海訴訟」ちくしの会
弁護士がわかりやすく解説する学習会

主文

被告は、別紙原告目録1記載の各原告
(大飯原発から250キロメートル圏内に居住する166名)
に対する関係で、福井県大飯郡おおい町大島1
字吉見1-1において、おおい発電所3号機及び
4号機の原子炉を運転してはならない。

本件原発の運転によって直接的にその人格権が
侵害される具体的な危険があると認められるから、
これらの原告らの請求を容認すべきである

8月30日(土) 14:00~

福井地裁判決解説

徳永弁護士

九州玄海訴訟裁判の現状報告

吉野弁護士

原発なくそう！九州玄海訴訟の弁護団から分かりやすい裁判の解説を行います。
質疑応答も行います。知りたいこと、分からないこと等ドンドン質問して下さい！



場所：筑紫野市生涯学習センター（学習室5）

住所：筑紫野市二日市南1-9-3

TEL：092-918-3535

【お問い合わせ】

ちくし法律事務所（担当：吉野）

Tel：092-555-7322 E-mail：yoshino@chikushi-lo.jp

主催：原発なくそう！九州玄海訴訟「ちくしの会」

※学習会終了後、17時から懇親会を行います。会費は3000円程度です。
参加希望の方は28日までにご連絡下さい。

九州玄海訴訟裁判
福井判決に続け
判！

テキスト

